

# が変わります！

ID 0001230

子育て支援課 ☎ 66-1108



どんな風に変わるの？

	改正前	改正後
支給対象	中学生まで (15歳到達後の年度末まで)	高校生年代まで (18歳到達後の年度末まで)
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満：月 15,000円</li><li>・3歳～小学生 第一子・第二子：月 10,000円 第三子以降：月 15,000円</li><li>・中学生：月 10,000円</li></ul> <p>※児童を養育している方の所得が、所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月 5,000円を支給。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第一子・第二子：月 15,000円 第三子以降：月 30,000円</li><li>・3歳～18歳到達後の年度末 第一子・第二子：月 10,000円 第三子以降：月 30,000円</li></ul> <p>※特例給付はなくなります。</p>
第三子以降の算定対象	18歳到達後の年度末まで	22歳到達後の年度末まで
支給月	2・6・10月 (年3回)	偶数月 (年6回)

※児童手当の算定対象になる大学生年代の子どもは、  
保護者が ・ 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること  
・ 生活費の相当部分の負担をしていること  
対象の子どもが学生かどうか、同居しているかどうかは関係ありません。



21歳・16歳・12歳の子どもを養育している家庭が  
ひと月にもらえる金額は・・・



**改正前**

支給対象 12歳の子どもの

算定対象  
16歳(第一子)・12歳(第二子)の子ども

12歳の10,000円



**改正後**

支給対象 16歳・12歳の子どもの

算定対象  
21歳(第一子)・16歳(第二子)・12歳(第三子)の子ども

16歳の10,000円+12歳の30,000円  
=40,000円